

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	
作成	H25-12-26

検討課題	18 24 30	機能が十分に発揮できる委員会のあり方とは 議員の政策形成及び立案能力の向上、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助するため、コンサル、大学等との連携・委託について	
区分	IV - B		
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>	<p>(議員研修の充実及び強化)</p> <p>第7条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図るものとする。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実及び強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。</p> <p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第20条 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。</p>	
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革と常任委員会の政策づくりのためコンサルや大学等の専門的知見の活用を検討</li> <li>・コンサル、大学等との連携・委託について</li> </ul>		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4条2項では、議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならないと規定。</li> <li>・現在はサポート体制についてはなし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会からの政策提案や所管事務調査等での専門的な立場からの助言を求められるような体制づくり。</li> </ul>	

現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会のあり方等検討特別委員会で（株）ぎょうせいとコンサルタント契約し、政策議論の補完を行った。</li> <li>・事務局の機能強化と検討部会をサポートするためコンサルタントと契約。</li> <li>・契約名「議会の調査研究運営支援業務委託」 契約内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会が行う調査・研究に関する資料の収集</li> <li>・亀山市議会基本条例の改正等に伴う調査及び専門的助言等</li> </ul> </li> </ul> <p>契約方法：随意契約 契約先：株式会社ぎょうせい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の政策形成及び立案能力の向上、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助するため、コンサル、大学等との連携や委託の検討</li> </ul>	